

新型コロナウイルス感染症対策に伴う中小企業に対する支援について

常総市では、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、厳しい経営環境におかれている市内の中小企業等に対して、資金調達の円滑化と経営安定を図るため、下記のとおり、支援策を講じます。

記

1 中小企業・小規模事業者対象の相談窓口の設置

常総市商工会において、新型コロナウイルスの流行により、影響を受けるまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として相談窓口を設置し、経営上の相談を受け付けております。

2 金融政策

① 中小企業金融審査委員会

現在、月1回開催している中小企業金融審査委員会について、事業者の要望に迅速に対応できるように随時審査いたします。

② セーフティネット4号・5号

セーフティネット4号5号にかかわる「認定書」の事務に関して迅速な対応をいたします。

3 市が発注した事業の取り扱いについて

(1) 設計変更または工期の見直し等

技術者や資材・物品等が確保できないといった事情（下記参照）により、現場の施工・業務の遂行を継続すること及び物品の納品が困難と認められる場合においては、必要に応じて、設計変更または工期の見直し（履行期間の延長等）等の措置を行います。

- ・新型コロナウイルスに感染した作業従事者及びその濃厚接触者等が現場作業に従事することができなくなった場合
- ・作業従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校の休校等に伴い、作業従事者が子どもの面倒を見る場合
- ・工場の操業停止や物流遅延により資材等の調達ができない場合 等

(2) 中間前金払・部分払い

履行が完了していない場合であっても、既済部分の支払いが可能となる中間前金払制度や部分払いを積極的に実施します。

【問合せ先】

- | | | |
|------------|--------|-----------------------|
| 1・・・市商工会 | 水海道事務所 | 0297-22-2121 |
| | 石下事務所 | 0297-42-3155 |
| 2・・・市商工観光課 | | 0297-23-2111（内線 2450） |
| 3・・・市財政課 | | 0297-23-2111（内線 3520） |